

大林奨励賞内規

平成6年10月20日制定

平成15年9月1日改定

平成27年8月25日改定

2025年4月1日改定

- 第1条 本学会に大林奨励賞を設け、以下(1)(2)項に相当する会員を表彰し、その研究を奨励する。なお、本賞の英語名は、Obayashi Early Career Scientist Award とする。
- (1) 本学会若手会員中、地球電磁気学、超高層物理学、及び地球惑星圏科学において、独創的な成果を出し、さらに将来における発展が充分期待できる研究を推進している者。
 - (2) この場合、若手会員とは当該年度初めに35才以下、または、学位取得後8年未満の会員をいう。ただし、やむを得ない事情により研究から離れた期間がある会員については、その期間を上記の年齢/年数に加算する。
- 第2条 受賞者は、次の各項の手続きを経て決定する。
- (1) 受賞候補者は、本学会運営委員会の中に設けられる大林奨励賞候補者推薦委員会（以下推薦委員会という）が会長に推薦する。推薦委員会は候補者を会長へ推薦するに際して、推薦委員会独自の調査と並行し、広く会員から候補者の推薦を受けるとする。
 - (2) 推薦委員会は、各期の運営委員会ごとに設置され、その構成は各期の運営委員会の議により決定される。
 - (3) 会長は推薦を受けた候補者につき、評議員会にはかる。評議員会は議決により受賞者を決定する。
- 第3条 大林奨励賞は賞状およびメダルとし、総会においてこれを授与する。